

○横須賀市児童扶養手当受給者等就労相談事業実施要綱

平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 就労に関する相談を希望する本市内の児童扶養手当受給者等に対し、専門的な立場から助言、協力及び支援を行う事業(以下「就労相談事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 就労相談事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談者に対し、ひとり親家庭就労支援プログラムを策定し、自立支援及び就労相談を行う。
- (2) 求職情報の提供、求職手続き方法についての助言、履歴書の作成及び面接対応等について技術的指導を行う。
- (3) 公共職業安定所と連携し、相談者の就労を支援する。
- (4) 必要に応じ、公共職業安定所等への求職活動、求人先の採用面接に同行する。
- (5) 県内及び東京都、千葉県、埼玉県の企業に対し、求人開拓を行う。
- (6) 母子父子自立支援員と連携、情報の共有を図るとともに、求職活動及び雇用に関する助言を行う。

(対象者)

第3条 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護者を除く、次のいずれかに該当するものを支援対象者とする。

- (1) 児童扶養手当を受給している者
- (2) ひとり親家庭等医療費助成を受けているひとり親家庭の父又は母
- (3) 前2号に該当する者と同等の所得状況にあると認められるひとり親家庭の父又は母
- (4) 離婚の協議中又は裁判中である者のうち、現に子を扶養している又は扶養する見込みの父又は母

(相談日時)

第4条 就労相談事業のうち相談を実施する日(以下「相談日」という。)は、次に掲げる月の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日は除くものとする。

- (1) 8月 毎週月曜日から金曜日まで並びに市長が認める土曜日及び日曜日
- (2) 8月以外の月 毎週月曜日、水曜日及び金曜日(当該日が休日(国民の祝日に関する法

律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たる場合は、その翌日(その日が土曜日、日曜日、休日又は他の相談日に当たるときは、これらの日以外の日に順次繰り下げた日)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、相談日を変更することができる。

(相談申込)

第5条 就労支援事業を受けようとする者は、事前に市長あて申込みをし、承諾を得るものとする。

(相談場所)

第6条 就労相談事業は、原則として、こども家庭支援センターこども給付課を窓口として行うものとする。

(就労相談事業の委託)

第7条 市長は、就労相談事業について、その一部または全部を委託により実施することができる。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、就労相談事業の実施について必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。